



平成 21 年 4 月 10 日

各 位

会社名 タビオ株式会社
代表者名 代表取締役社長 越智勝寛
(コード番号 2668 大証第二部)
問合せ先 取締役財務部長 谷川 繁
(TEL. 06-6708-2456)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 5 月 28 日開催予定の第 32 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものです。
- (2) また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです。(変更案附則第 1 条及び第 2 条)。
- (3) 当社は会社法第 2 条第 6 号に定める大会社ではありませんが、大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第 9 条の規定を受け、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、「監査役会」及び「会計監査人」を設置し、これに対応する所要の変更を行うものであります。
- (4) その他、規定の新設に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 5 月 28 日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 5 月 28 日(木曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <新設>	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>
(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	<削除>
(取締役会決議による自己の株式の取得) 第8条 <条文省略>	(取締役会決議による自己の株式の取得) 第7条 <現行のとおり>
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 2 当社は、 <u>第7条の規定に係わらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u>	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 <削除>
(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の単元未満株式を有する株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u> 、 <u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u>	(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿 <u>および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u>

現行定款	変更案
<p>第<u>12</u>条 〕 <条文省略> 第<u>31</u>条</p>	<p>第<u>11</u>条 〕 <現行のとおり> 第<u>30</u>条</p>
<p>第5章 監査役</p> <p>第<u>32</u>条 〕 <条文省略> 第<u>34</u>条</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第<u>31</u>条 〕 <現行のとおり> 第<u>33</u>条</p>
<p><新設></p>	<p>(<u>常勤の監査役</u>) <u>第34条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p><新設></p>	<p>(<u>監査役会の招集通知</u>) <u>第35条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>2</u> 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p><新設></p>	<p>(<u>監査役会の決議方法</u>) <u>第36条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p><新設></p>	<p>(<u>監査役会の議事録</u>) <u>第37条</u> 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p>
<p><新設></p>	<p>(<u>監査役会規程</u>) <u>第38条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>第<u>35</u>条 <条文省略></p>	<p>第<u>39</u>条 <現行のとおり></p>
<p>第6章 計算</p> <p>第<u>36</u>条 〕 <条文省略> 第<u>39</u>条</p>	<p>第6章 計算</p> <p>第<u>40</u>条 〕 <現行のとおり> 第<u>43</u>条</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="432 309 539 338"><新設></p>	<p data-bbox="807 309 919 338"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="807 342 1409 472"><u>第 1 条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p data-bbox="807 477 1409 584"><u>第 2 条</u> 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</p>